

保倉川放水路環境調査検討委員会 規約（案）

第1条（名 称）

本会は、「保倉川放水路環境調査検討委員会」（以下「委員会」という）と称する。

第2条（目 的）

委員会は、保倉川放水路事業による環境影響を予測し、環境影響の回避・低減を図るための環境レポートの作成にあたり、助言、指導を行うものである。

第3条（組織等）

1. 委員会は、高田河川国道事務所長（以下「事務所長」という）が設置する。
2. 委員会の委員は、事務所長が委嘱し、別添の通りとする。
3. 委員の任期は1期2年以内とするが、再任することができる。

第4条（委員長等）

1. 委員会には委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。
2. 委員長は委員会を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。
3. 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。

第5条（委員会）

1. 委員会の招集は、事務所長が行うものとする。
2. 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
3. 進行にあたり、事務所長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。

第6条（情報公開）

委員会及び配付資料等については原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

第7条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第8条（事務局）

事務局は、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所に置く。

第9条（雑 則）

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則（施行期日）

本規約は、令和3年 月 日より施行する。